

告 示

埼玉県告示第百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
柳原ビル

埼玉県幸手市東四丁目八一一

ロ 変更の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) 柳原ビル

埼玉県幸手市大字幸手千二百九十一

(変更前) 柳原ビル

埼玉県幸手市東四丁目八一一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) ウエルシア関東株式会社 代表取締役 水野秀晴

埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目四十七番地七

(変更後) ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日外

二 届出年月日

令和元年五月二十三日

三 縦覧期間

令和元年五月三十一日から令和元年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月三十一日から令和元年九月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課